

第61回定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項

■事業報告

財産および損益の状況の推移
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所
従業員の状況
主要な借入先
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式に関する事項
新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制および運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2022年5月16日から)
(2023年5月15日まで)

株式会社ツルルホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

なお、第61回定時株主総会招集ご通知に記載の事項につきましては、当該招集ご通知をご覧くださいませようお願い申し上げます。

財産および損益の状況の推移

区 分	第58期 (2020年5月期)	第59期 (2021年5月期)	第60期 (2022年5月期)	第61期 (当連結会計年度) (2023年5月期)
売 上 高 (百万円)	841,036	919,303	915,700	970,079
経 常 利 益 (百万円)	46,298	47,688	40,052	45,689
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	27,899	26,283	21,388	25,258
1株当たり当期純利益 (円)	576.85	542.04	440.59	519.90
総 資 産 (百万円)	414,002	537,027	562,363	539,830
純 資 産 (百万円)	250,934	276,528	284,046	304,144
1株当たり純資産額 (円)	4,821.26	5,210.88	5,314.48	5,690.49

(注) 第60期の連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第60期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の分類が「5類感染症」へ移行したことなどにより社会・経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、コロナ禍を経て消費者のライフスタイルは大きく変化しており、加えて実質賃金の低下や物価上昇に伴い、経済情勢においては今後も先行き不透明な状況が続くと考えられます。ドラッグストア業界においては、継続的な出店競争の激化に加え、経済の先行き不安から消費者の低価格志向が根強く、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社は「お客様の生活に豊かさや余裕を提供する」という経営理念のもと、地域のお客様の生活を守るライフラインとしての役割を担い、美しく健やかな暮らしのお手伝いをするとともに、地域の生活・雇用や経済活動の場を提供し、地域社会に貢献することを目指してまいります。

2024年5月期の重点方針は次のとおりです。

① 収益性を重視した店舗展開戦略

出店済み地域においてドミナント戦略の更なる推進を図るとともに、早期黒字化・投資回収期間等の出店におけるKPI管理を強化し、より質の高い新規出店を通じて収益性を高めてまいります。また既存店においても、新たな品種の導入やスクラップ・アンド・ビルドを継続的に行い、収益力改善を図ってまいります。さらにこれらと並行して、M&Aを含めた地域への展開拡大にも引き続き取り組んでまいります。

② 調剤薬局の新規開設推進と機能向上

既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店を引き続き推進し、併設するドラッグストア店舗との連携強化によるヘルスケアサポート機能の充実を図ってまいります。システム面を含めた環境整備を進め、自社アプリを起点としたデータ連携などDXの取り組みを通じた治療効果増進・予防推進にも取り組んでまいります。

③ プライベートブランドを通じた企業価値・競争力向上

「くらしリズム」「くらしリズムMEDICAL」の開発・販売を推進し、ツルハグループを代表する優れた商品の開発とブランド育成を図るべく、大手メーカーとの共同開発、食品PBの開発の加速、健康志向や付加価値商品の開発を行ってまいります。同時に、環境配慮型商品の開発および環境配慮パッケージの採用にも取り組み、商品開発を通じた企業価値の向上を図ってまいります。

④ デジタル戦略の推進とIT基盤の強化

ドラッグストア業界最大の店舗網を活かし、顧客データプラットフォームを活用した顧客満足度向上と新規顧客の獲得を図る新たなマーケティングの展開に取り組んでまいります。また自社キャッシュレス決済「HAPPAY」の新規導入を通じてデジタル販促の顧客接点増加を図ります。

⑤ 業績管理体制の構築を通じた経営効率向上

販売管理費の低減をはじめとした業績管理体制の強化、および予算作成精度の向上を図ってまいります。具体的には、人件費・水道光熱費等の店舗経費のコントロール、出店等の事業拡大に伴う費用増の抑制、店舗オペレーションの効率化に資するデジタルツールの整備などを通じてグループの経営効率向上を図ります。

⑥ サステナブル経営の推進

地域社会の一員である社員自身の自律的な成長を図るべく「人的資本経営」を策定し、人的資本の価値向上を通じた地域社会への更なる貢献を図るなど、引き続きSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。同時に、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実により長期的な企業価値向上を目指します。

2024年5月期は、新規出店126店舗、閉店64店舗、期末店舗数2,650店舗を計画しております。一方で当社は2022年6月21日に公表いたしました中期経営計画の方針に基づき、「2025年5月期売上高1兆600億円・営業利益率5%・ROE10%」の達成、かつ高い成長性を維持するため、上記施策を確実に実行してまいるとともに、当社の方針に賛同していただける企業との資本・業務提携やM&Aも実施しながら、グループの企業価値の最大化に注力して行きたいと考えております。

主要な事業内容（2023年5月15日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社14社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等の販売および調剤薬局の経営に係る事業等を行っております。

主要な営業所（2023年5月15日現在）

当社本社 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗2,589店舗（その他 海外18店舗、フランチャイズ加盟店舗7店舗）

当社グループ直営店舗の分布状況（地区および店舗数）は次のとおりであります。

都	道	府	県	別	店	舗	数
北	海	道	425店舗	大	阪	府	26店舗
青	森	県	67店舗	兵	庫	県	19店舗
岩	手	県	78店舗	和	歌	山 県	20店舗
宮	城	県	153店舗	鳥	取	県	40店舗
秋	田	県	81店舗	島	根	県	54店舗
山	形	県	98店舗	岡	山	県	12店舗
福	島	県	116店舗	広	島	県	191店舗
茨	城	県	52店舗	山	口	県	49店舗
栃	木	県	36店舗	徳	島	県	24店舗
埼	玉	県	7店舗	香	川	県	50店舗
千	葉	県	149店舗	愛	媛	県	120店舗
東	京	都	159店舗	高	知	県	33店舗
神	奈	川 県	41店舗	福	岡	県	93店舗
新	潟	県	36店舗	佐	賀	県	6店舗
山	梨	県	32店舗	長	崎	県	4店舗
長	野	県	17店舗	熊	本	県	11店舗
静	岡	県	95店舗	大	分	県	8店舗
愛	知	県	84店舗	宮	崎	県	11店舗
滋	賀	県	7店舗	鹿	児	島 県	40店舗
京	都	府	5店舗	沖	縄	県	40店舗
						計	2,589店舗

従業員の状況（2023年5月15日現在）

① 当社グループの状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	5,568名	42名	37歳 9ヵ月	11年 1ヵ月
女 性	5,742名	89名	32歳 8ヵ月	7年 6ヵ月
合計または平均	11,310名	131名	35歳 2ヵ月	9年 3ヵ月

（注）上記従業員数には、社外への出向者12名を含み、嘱託526名およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は20,069名（1日1人8時間換算）であります。

② 当社の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	148名	△19名	46歳 7ヵ月	18年 3ヵ月
女 性	35名	△4名	44歳 5ヵ月	18年 8ヵ月
合計または平均	183名	△23名	46歳 2ヵ月	18年 4ヵ月

（注）1. 上記従業員数には、社外への出向者2名を含み、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は1名（1日1人8時間換算）、嘱託は14名であります。

2. 上記従業員数には、当社グループからの出向者124名、当社グループへの出向者18名を含んでおります。

主要な借入先 (2023年5月15日現在)

借入先	借入額
(株) 三井住友銀行	20,000百万円
(株) 三菱UFJ銀行	12,000百万円
三井住友信託銀行(株)	7,475百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 152,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,488,468株 |
| ③ 株主数 | 35,033名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	6,605千株	13.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,931千株	10.15%
S T A T E S T R E E T C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T O M 0 2	2,394千株	4.92%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,868千株	3.84%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	1,678千株	3.45%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	1,511千株	3.11%
鶴 羽 樹	1,412千株	2.90%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,218千株	2.50%
鶴 羽 弘 子	977千株	2.01%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	889千株	1.83%

(注) 持株比率は、当社所有自己株式（886,721株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役（監査等委員）に交付した株式の区分合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	5,800株	5名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名
そ の 他 の 役 員	11,200株	16名

新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

発行回数 (株式報酬型 ストック オプション)	新株予約権 の数(新株 予約権1個に つき200株)	目的となる 株式の数	新株予約 権の払込 金額	行使 価額	行使期間	当社役員保有状況			
						区分	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有 者数
2008年 新株予約権	72個	14,400株	無償	1円	2008年9月26日から 2028年9月25日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	14個	2,800株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	7個	1,400株	1名
2009年 新株予約権	84個	16,800株	無償	1円	2009年9月26日から 2029年9月25日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	16個	3,200株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	8個	1,600株	1名
2010年 新株予約権	93個	18,600株	無償	1円	2010年9月28日から 2030年9月27日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	18個	3,600株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	9個	1,800株	1名
2011年 新株予約権	102個	20,400株	無償	1円	2011年9月28日から 2031年9月27日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	18個	3,600株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	9個	1,800株	1名
2012年 新株予約権	94個	18,800株	無償	1円	2012年9月28日から 2032年9月27日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	18個	3,600株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	8個	1,600株	1名
2013年 新株予約権	49個	9,800株	無償	1円	2013年9月28日から 2033年9月27日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	9個	1,800株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	4個	800株	1名
2014年 新株予約権	43個	8,600株	無償	1円	2014年9月28日から 2034年9月27日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	7個	1,400株	2名
						社外取締役	—	—	—
						取締役(監査等委員)	3個	600株	1名
2015年 新株予約権	27個	5,400株	無償	1円	2015年9月29日から 2035年9月28日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	3個	600株	1名
						社外取締役	1個	200株	1名
						取締役(監査等委員)	2個	400株	1名
2016年 新株予約権	30個	6,000株	無償	1円	2016年9月27日から 2036年9月26日まで	取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	3個	600株	1名
						社外取締役	1個	200株	1名
						取締役(監査等委員)	1個	200株	1名

(注) 取締役(監査等委員) 保有分は、当社の取締役の地位にあったときに付与されたものであります。
社外取締役保有分は、当社の監査役の地位にあったときに付与されたものであります。

② 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況

発行回次	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 の払込金額	行使価額	行使期間	当社従業員への交付状況			
						区分	新株予約 権の数	目的である 株式の数	交付者数
第11回 新株予約権	5,217個	普通株式 521,700株	無償	8,170円	2024年9月28 日から2026年 9月27日まで	当社従業員	116個	11,600株	61名
						当社子会社役員 および従業員	5,101個	510,100株	4,214名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

- (注) 1. 当社の会計監査人を設置している全ての子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨の報告をいたします。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として「組織再編に係る助言業務」および「財務・税務デューデリジェンス業務」等を委託しております。

⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議しております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保するための整備および運用を行っております。今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務権限の範囲を明確にした「職務権限規程」及び「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務の遂行が法令および定款に適合する体制の確立を進めております。
 - b) 「コンプライアンス規程」を制定およびこれを周知し、法令（行政上の通達・指針等を含む。）、社内規則および企業倫理の遵守体制の確立を進めております。
 - c) 「内部通報規程」を制定し、職制に沿った伝達経路とは別に業務執行部門から独立した通報体制を整備しております。また社内外の通報に対しては、執行部門から独立したコンプライアンス統括グループを通報受領者とし、必要に応じて通報内容が取締役に適切に伝達される体制を運用しております。
 - d) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的な対応することとしております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録を含めた取締役の業務執行に係る文書について過年度を含め、必要に応じて10年間は閲覧可能な管理を行い、取締役に対し常に必要な情報が得られる体制を運用しております。

③ 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社を取り巻くリスクを以下の項目で分類し、これに対応するための「リスク・マネジメント規程」を制定しリスクを早期に捉え、かつ迅速に対応し会社に与える損害を最小限にするための体制を整備しております。

不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を運用しております。

イ) 物に関するリスク（会社の資産等）

ロ) 人に関するリスク（経営者、従業員）

ハ) 経営に関するリスク

ニ) 情報に関するリスク

ホ) その他 法令違反に関するリスク

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a) 当社および当社子会社内の組織の役割および職位に応じた権限を明確化した「職務権限規程」及び「分掌業務と権限」を制定およびこれを周知し、職務遂行の効率的な運営を図るとともに責任体制の確立をすすめております。

b) 「取締役会規程」を制定し、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略の意思決定を迅速に行う運用を図っております。

c) 「経営会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の役員、部長および室長で構成する「経営会議」を開催し、当社および当社子会社の取締役が経営執行の基本方針、基本計画その他、経営に関する重要事項を円滑に伝達され執行決定を行う運用を図っております。

⑤ 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 当社の「内部統制システム構築の基本方針」を適用し、当社および当社子会社からなる企業集団の内部統制システムの構築を行うため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を組織し内部統制システムの運用状況について独立的評価を行っております。また執行部門から独立した監査室を設置し、執行部門に対する監視活動を行っております。

b) 「経営会議規程」を制定し、月1回定期に当社および当社子会社の役員、部長および室長で構成する「経営会議」を開催し、経営に関する重要事項が適切に報告される運用を図っております。

- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ監査等委員の同意を要するものとし、独立性を確保することとしております。

- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員会規程」を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は監査等委員会の指示により業務執行を行うこととし監査等委員会の指示の実効性を確保することとしております。

- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会および監査等委員、監査等委員会の職務を補助すべき使用人への報告に対する体制整備のため、以下の内容を「監査等委員会規程」を制定し、適切に運用するものとしています。

- a) 監査等委員会は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を要求並びに当社および当社子会社の業務及び財産の調査を行えるものとする。
- b) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人から報告を求められたときは、適切な報告を行うものとする。
- c) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し報告を行った者が、いかなる不利益も受けない体制を確保する。

- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に監査上の諸費用が発生した場合、会社は当該費用を負担するものとしており、着手金等の前払い、および事後的に発生した費用の償還についても同様とするものとしております。

- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、会計監査人から定期的に報告をうけるとともに、内部監査部門から年4回定期的に監査等委員会に対して内部統制システムの構築状況および内部監査の状況について報告を求め、効果的な監査業務体制を確保しております。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社取締役および執行役員からなる「内部統制委員会」を年4回定期的に開催し決算・財務報告に係る内部統制の評価を行い金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備および運用しております。
- ⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化および将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および増床・改装に伴う設備投資やM&Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

今後も、中長期的な視点にたつて、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金については当期業績を踏まえて当初計画どおり143.5円の配当とさせていただきます。すでに、2023年1月6日に実施済みの中間配当金1株当たり116.5円とあわせまして、年間配当金は1株当たり260円となります。

連結貸借対照表

(2023年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	79,050	買掛金	108,177
売掛金	43,933	1年内返済予定の長期借入金	10,350
商品	140,652	未払金	18,685
原材料及び貯蔵品	89	リース債務	1,053
短期貸付金	1	未払法人税等	9,267
その他	21,561	契約負債	13,948
流動資産合計	285,289	賞与引当金	6,228
固 定 資 産		役員賞与引当金	748
有 形 固 定 資 産		ポイント引当金	291
建物及び構築物	62,614	その他の	5,564
機械装置及び運搬具	0	流 動 負 債 合 計	174,316
工具、器具及び備品	14,794	固 定 負 債	
土地	14,957	長期借入金	29,125
リース資産	12,271	リース債務	14,335
建設仮勘定	3,981	繰延税金負債	6,254
有形固定資産合計	108,620	退職給付に係る負債	3,033
無 形 固 定 資 産		資産除去債務	4,149
のれん	30,069	その他	4,471
ソフトウェア	2,919	固 定 負 債 合 計	61,369
電話加入権	103	負 債 合 計	235,686
その他	1,917	純 資 産 の 部	
無形固定資産合計	35,010	科 目	金 額
投 資 そ の 他 の 資 産		株 主 資 本	
投資有価証券	30,478	資 本 金	11,433
長期貸付金	8	資 本 剰 余 金	29,486
繰延税金資産	6,404	利 益 剰 余 金	221,256
差入保証金	69,822	自 己 株 式	△5,313
その他	4,257	株 主 資 本 合 計	256,863
貸倒引当金	△60	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	110,910	その他有価証券評価差額金	19,613
固 定 資 産 合 計	254,541	退職給付に係る調整累計額	90
資 産 合 計	539,830	その他の包括利益累計額合計	19,704
		新 株 予 約 権	1,779
		非 支 配 株 主 持 分	25,797
		純 資 産 合 計	304,144
		負 債 純 資 産 合 計	539,830

連結損益計算書

(2022年5月16日から
2023年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	970,079
売上原価	676,717
販売費及び一般管理費	293,361
営業利益	247,789
営業外収益	45,572
受取利息	124
受取当座金	269
受取贈与	584
受取貸料	237
受取償金	29
受取保険金	130
その他	718
営業外費用	2,093
支払利息	1,301
休業店舗閉鎖連費用	206
中途解約違約金	376
その他	91
経常利益	1,976
特別利益	45,689
固定資産売却益	40
新株予約権戻入益	801
特別損失	841
固定資産除却損失	96
災害による損失	2,913
その他	65
税金等調整前当期純利益	3,075
法人税、住民税及び事業税	43,455
法人税等調整額	14,744
当期純利益	67
当期純利益	28,643
非支配株主に帰属する当期純利益	3,384
親会社株主に帰属する当期純利益	25,258

連結株主資本等変動計算書

(2022年5月16日から)
(2023年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,322	29,375	205,714	△5,312	241,098
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	111	111			222
剰 余 金 の 配 当			△9,716		△9,716
親会社株主に帰属する当期純利益			25,258		25,258
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	111	111	15,542	△0	15,764
当 期 末 残 高	11,433	29,486	221,256	△5,313	256,863

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	16,988	△52	16,936	2,269	23,740	284,046
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						222
剰 余 金 の 配 当						△9,716
親会社株主に帰属する当期純利益						25,258
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,624	143	2,767	△490	2,057	4,334
当 期 変 動 額 合 計	2,624	143	2,767	△490	2,057	20,098
当 期 末 残 高	19,613	90	19,704	1,779	25,797	304,144

【連結注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

(株)ツルハ

(株)くすりの福太郎

(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本

(株)レデイ薬局

(株)杏林堂グループ・ホールディングス

(株)杏林堂薬局

(株)ビー・アンド・ディー

(株)ドラッグイレブン

(株)広島中央薬局

(株)ツルハグループマーチャンダイジング

(株)ツルハフィナンシャルサービス

(株)ツルハファーマシー

(株)ツルハ酒類販売

(株)セベラル

② 主要な非連結子会社の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち、主要な会社等の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

(持分法適用から除いた理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、調剤に用いる薬剤等は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）および2016年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

機械装置及び運搬具 5～17年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

ニ. ポイント引当金

当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識

当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

ロ. 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮

して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

ハ. 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～20年）で均等償却しております。

なお、重要性のないものについては一括償却しております。

3. 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(株)ビー・アンド・ディーに係るのれんの評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん	7,551百万円
-----	----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(株)ビー・アンド・ディーについては、出店の遅れ等により株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新規出店、既存店舗の調剤併設化による売上高の増加、及び仕入条件の改善による売上総利益の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産（注）	4,519百万円
減損損失	2,913百万円

(注) 減損の兆候があるが減損損失を計上しなかった資産グループの金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産および遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、割引前将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による売上高増加や原価率改善等を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 98,162百万円

(2) 保証債務

連結子会社の㈱ツルハは一部の店舗の差入保証金65百万円について、金融機関および貸主との間で代位預託契約を締結しております。当該契約に基づき、金融機関は、貸主に対して差入保証金相当額65百万円を同社に代わって預託しており、㈱ツルハは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

49,488,468株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 取締役会	普通株式	4,054	83.5	2022年5月15日	2022年7月20日
2022年12月20日 取締役会	普通株式	5,662	116.5	2022年11月15日	2023年1月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生予定日
2023年6月23日 取締役会	普通株式	6,974	利益剰余金	143.5	2023年5月15日	2023年7月20日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
2008年新株予約権	普通株式	14,400株
2009年新株予約権	普通株式	16,800株
2010年新株予約権	普通株式	18,600株
2011年新株予約権	普通株式	20,400株
2012年新株予約権	普通株式	18,800株
2013年新株予約権	普通株式	9,800株
2014年新株予約権	普通株式	8,600株
2015年新株予約権	普通株式	5,400株
2016年新株予約権	普通株式	6,000株
第10回新株予約権	普通株式	435,400株
合 計		554,200株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の回収確実性を最重視し、かつ常識的な運用益が得られるような商品で運用しております。金融機関の選定についても信用面に留意しつつ、安全性の確保に努めております。

投資有価証券は政策的に保有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*1)	29,913	29,913	—
(2) 差入保証金	69,822	66,840	△2,981
資産計	99,735	96,753	△2,981
(3) 長期借入金(*2)	39,475	39,506	31
負債計	39,475	39,506	31

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	565

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区 分	時 価 (百万円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	28,740	－	－	28,740
そ の 他	－	1,172	－	1,172
資 産 計	28,740	1,172	－	29,913

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百万円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
差 入 保 証 金	－	66,840	－	66,840
資 産 計	－	66,840	－	66,840
長 期 借 入 金	－	39,506	－	39,506
負 債 計	－	39,506	－	39,506

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、約定期間等に基づき合理的に算定した返還予定額と、返還予定期間に対応した国債の利回りに与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		金額 (百万円)
商 品	医 薬 品	222,813
	化 粧 品	133,560
	雑 貨	255,575
	食 品	240,956
	そ の 他	112,737
小 計		965,644
手 数 料 収 入 等		3,066
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益		968,711
そ の 他 の 収 益		1,367
外 部 顧 客 へ の 売 上 高		970,079

(注) 1. 「その他」のおもな内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。

2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

	当 連 結 会 計 年 度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	49,155
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	43,933
契 約 負 債 (期 首 残 高)	10,418
契 約 負 債 (期 末 残 高)	13,948

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、7,271百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当 連 結 会 計 年 度
1	年 以 内	9,280
1	年 超	4,668
	合 計	13,948

なお、2021年5月16日より当社の子会社が運営するポイント制度を、1ポイント1円相当として使用できるよう変更しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,690円49銭
1株当たり当期純利益	519円90銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社による当該子会社の自己株式の取得及び当社による当該子会社株式の追加取得

連結子会社である株式会社ドラッグイレブンが、2023年5月30日付で同社の自己株式を取得し、当社が、2023年5月31日付で当該子会社株式を追加取得し完全子会社化いたしました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社ドラッグイレブン

事業の内容：医薬品・化粧品・日用品等の小売、調剤店舗

(2)企業結合日

2023年5月31日

(3)企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得による完全子会社化

(4)結合後企業の名称

変更ありません。

(5)その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は36.9%であり、当該取引により株式会社ドラッグイレブンを当社の完全子会社といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当社による子会社株式の取得の対価	現金	7,168百万円
株式会社ドラッグイレブンによる自己株式の取得の対価	現金	4,600百万円
取得原価		11,768百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得及び連結子会社の自己株式取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

8,137百万円

貸借対照表

(2023年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	41,701	1年内返済予定の長期借入金	6,000
売掛金	736	未払金	1,400
貯蔵品	1	未払費用	6
関係会社短期貸付金	189	未払法人税等	147
未収還付法人税等	2,131	預り金	1
その他	273	賞与引当金	59
貸倒引当金	△189	役員賞与引当金	253
流動資産合計	44,844	その他	100
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	7,970
有 形 固 定 資 産		固 定 負 債	
建物	0	長期借入金	26,000
工具、器具及び備品	67	入保証券	8
有形固定資産合計	68	その他	73
無 形 固 定 資 産		固 定 負 債 合 計	26,081
電話加入権	0	負 債 合 計	34,051
ソフトウェア	2,328	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	1,017	科 目	金 額
無形固定資産合計	3,345	株 主 資 本	
投資その他の資産		資本金	11,433
関係会社株式	117,441	資本剰余金	
繰延税金資産	46	資本準備金	44,717
その他	235	その他資本剰余金	2,452
投資その他の資産合計	117,723	資本剰余金合計	47,169
固 定 資 産 合 計	121,137	利 益 剰 余 金	
資 産 合 計	165,982	利益準備金	15
		その他利益剰余金	76,847
		別途積立金	861
		繰越利益剰余金	75,985
		利益剰余金合計	76,862
		自 己 株 式	△5,313
		株主資本合計	130,151
		新株予約権	1,779
		純 資 産 合 計	131,930
		負 債 純 資 産 合 計	165,982

損益計算書

(2022年5月16日から
2023年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		18,003
営業費用		6,755
営業利益		11,247
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1	
貸倒引当金戻入益	18	
協賛金収入	11	
その他	10	41
営業外費用		
支払利息	53	
その他	5	59
経常利益		11,230
特別利益		
新株予約権戻入益	801	801
税引前当期純利益		12,031
法人税、住民税及び事業税	249	
法人税等調整額	6	255
当期純利益		11,775

株主資本等変動計算書

(2022年5月16日から
2023年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	11,322	44,606	2,452	47,058	15	861	73,926	74,802	△5,313	127,870
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	111	111		111						222
剰 余 金 の 配 当							△9,716	△9,716		△9,716
当 期 純 利 益							11,775	11,775		11,775
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	111	111	-	111	-	-	2,059	2,059	△0	2,281
当 期 末 残 高	11,433	44,717	2,452	47,169	15	861	75,985	76,862	△5,313	130,151

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,269	130,140
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		222
剰 余 金 の 配 当		△9,716
当 期 純 利 益		11,775
自 己 株 式 の 取 得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△490	△490
当 期 変 動 額 合 計	△490	1,790
当 期 末 残 高	1,779	131,930

【個別注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）および2016年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産

定額法

なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導を行っており、役務提供を実施した時点で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(株)ビー・アンド・ディー株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式

12,418百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(株)ビー・アンド・ディーについては、出店の遅れ等により当期純利益が株式取得時における事業計画を下回る実績となっておりますが、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額を比較した結果、超過収益力等が減少していないと判定し、評価損は計上しておりません。

超過収益力等が減少していないという判定は、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新規出店、既存店舗の調剤併設化による売上高の増加、及び仕入条件の改善による売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌事業年度の評価損の認識要否の判定及び測定される評価損の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	158百万円
(2) 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
(株)ビー・アンド・ディー	3,850百万円
(株)ドラッグイレブン	3,625百万円
合計	7,475百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	736百万円
短期金銭債務	427百万円
長期金銭債務	8百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引高

 営業収入 18,003百万円

 営業費用 45百万円

 営業取引以外の取引高 0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

 普通株式 886,721株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産・・・未払事業税、賞与引当金

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載しており
ます。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	事業の内容 又は 職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ツ ル ハ	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 4名	経営指導等	経営指導料 等の受取	3,411	売掛金	369
子会社	(株)ビー・アン ド・ディー	医薬品 小売業	(所有) 直接 100.0	兼任 2名	経営指導等	銀行借入金 に対する債 務保証	3,850	—	—
子会社	(株)ドラッグイ レ プ ン	医薬品 小売業	(所有) 直接 51.0	兼任 2名	経営指導等	銀行借入金 に対する債 務保証	3,625	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

経営指導料等の受取については双方協議のうえ合理的に決定しております。

金融機関の借入については債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,677円92銭

1株当たり当期純利益 242円38銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月7日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 村 松 啓 輔
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 田 辺 拓 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2022年5月16日から2023年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月7日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 松 啓 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 辺 拓 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2022年5月16日から2023年5月15日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年5月16日から2023年5月15日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月7日

株式会社ツルハホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 大 船 正 博 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 は る み ㊞

監 査 等 委 員 岡 崎 拓 也 ㊞

監 査 等 委 員 藤 井 文 世 ㊞

(注) 監査等委員佐藤はるみ、岡崎拓也及び藤井文世は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上